

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究倫理教育プログラム検討分科会（第2回）
議事要旨

日 時：平成26年4月25日（金）10：00～11：35

場 所：日本学術会議 6-C（1）会議室

議 題：1）研究倫理教育プログラムについて
2）その他

出席者：

小林良彰委員【委員長】、小原雄治委員【副委員長】、城所哲夫委員【幹事】、
横山広美委員【幹事】、相原博昭委員、川畑秀明委員、荻部直委員

議事概要：

（1）研究倫理教育プログラムについて

研究倫理教育プログラム草案について委員長から説明があった後、意見交換が行われた。

研究倫理教育プログラム草案について（説明者）

- 現在、研究倫理教育プログラムの作成は、学術会議、JSPS（日本学術振興会）、JST（科学技術振興機構）において、文部科学省をオブザーバーとして、JSPS が事務局となって進めている。
- 総論部分は、全体のサマリーとなっている。各論部分はCITIをベースとしているが、全面的に書き直す予定である。特に目次後段の項目は、医学以外の分野にそのまま適用するのは難しいので、大幅に加筆する必要がある。

意見交換

- 技術者倫理との関係について
 - ・ 工学系では技術者倫理の分野でかなり蓄積があり、そことの関係を整理する必要がある。東京大学の工学系倫理講座では、技術者倫理が大半を占め、企業との関係などはケーススタディー的な内容になる。
 - ・ 研究倫理には、研究論文に関してだけでなく、ねつ造、改ざんなどの不正行為に関することや、研究プロセスも含まれる。技術者倫理では、さらに、プロダクト、クオリティーの問題も含まれる。企業との関係については、医学と工学で異なるようであれば、利益相反の項目に足りない部分を加筆する。
- 社会への情報発信について
 - ・ メディアの科学報道の在り方についても、今回のプログラムとは別に、適切なタイミングで科学者の側から提言することがあってもよいのではないか。

- ・ 一部に、研究者に対する警察組織を求める声もあるようだが、科学者自身できちんとした研究倫理教育プログラムを実施していることを社会に示し、研究者の独立が担保される体制をつくる必要がある。
 - ・ 論文の発表のタイミングについての倫理観について、分野によっては論文掲載取り消しなどに発展することもあり、どこかで触れたほうがよいのではないか。
 - ・ 共同研究成果のシェア、オーサーシップの問題にも関わるので、抜けている部分があればそちらを補足する必要がある。
- 人文・社会科学系分野について
- ・ 生命医科学研究における社会科学・行動科学研究だけでなく、人文・社会科学系に広げていった場合に、気を付けなければいけない点があるのではないか。また、実験心理学などで留意する点が出てくるのではないか。
 - ・ 実験心理学では、動物を対象とする実験と人間を対象とする実験がある。各機関で動物実験をする場合は、研修を受けると数年間有効な証明書が発行されるような制度があり、人間を対象とした研究でも同様のシステムを作ることは考えられる。日本心理学会では、倫理規程があり、インタビュー対象者などへのプライバシーへの配慮がされている。
- 個人情報、データ管理者について
- ・ データ管理者について記述が抜けている。パネル調査、縦断的な研究、連結可能匿名化という方法を使った研究では、各大学の倫理委員会において、研究者とは独立した第三者をデータ管理者に置く場合が多い。
 - ・ 機関の問題と個人の問題は分けて考える必要がある。データの保存については機関の問題になるが、それと別にデータを利用する研究者個人の問題がある。
 - ・ 現在のデータ管理の記述は医学を前提としており、経済学、社会学については、個人情報保護法の規制も加味して加筆する場合があります。経済学の家計調査のデータ等も、個票データは非常にプライバシーに関わる。歴史的史料の扱いなども加筆する必要がある。
 - ・ ビッグデータの研究などに関して、工学、情報学関係にも関わる問題でもある。
 - ・ 日米の法制度の違いを考慮する必要があり、日本の法規制は米国より厳しいので、CITIの内容は、米国の法律をクリアしていても、日本の法律では違反になる場合もある。
- 研究材料の扱いについて
- ・ 理学系では、途上国などから研究材料を持ってきた場合に、生物多様性の観点からも、現地にその対価を還元しているか、繁殖した場合の

権利はどうするのかなどをきちんとしておかないと大きな問題になる可能性がある。論文にも研究材料の由来を書く必要がある。

- 実験動物の所有者や繁殖した場合の権利者は誰か、それをどのように取扱うべきか、などについての倫理教育は重要である。
- 文章表現について
 - 文章がやや回りくどい。講義の台本のようで読みにくい。
 - **e-learning** 用なので、パソコンで見るのとは印象が異なる。テキストとして公開する場合は、ややコンパクトにするなど工夫がいる。米国の **CITI** はストーリー仕立てになっている。
 - 翻訳なので、言葉遣いが倫理として心に響かずわかりにくい。心に響くものにするのは、若い人を教育するには重要である。
- インターネット上の情報の使用について
 - インターネット上の情報の使用については、引用が盗用に当たるのかということについて、学生だけでなく、教員間でも議論がある。どこかで書いたほうがよいのではないか。
 - すでに、自己の研究成果であっても引用元を明らかにしないのは研究不正にあたるという解釈は出ている。
 - 受講対象者のレベルによって、学部生と大学院生では持っている意識が違う。インターネット情報の使用やコピーアンドペーストの問題などについては、大学入学直後にできるだけ早く情報を与えたほうがよい。
 - 今回の「研究者編」は、大学院に入ったレベルの研究者を想定している。将来的には、より初歩的な学部生向け、研究費を扱う研究機関の職員向けを作ることも視野に入れている。
- 著作権について
 - 博士論文に図などを引用した場合、その論文を公開する際、出典を明らかにしても著作権の許諾を得ていないと、盗用ではないが著作権の問題が発生するケースがある。商業出版かどうかによっても違いがあり、倫理の問題とも関わってくるのではないか。
 - 出版については、相手国と国際協定を結んでいるかどうかによって扱いが異なるので一律には書けないが、盗用の項目に、知的財産、著作権の適切な処理が必要であることも書いた方がよい。
- プログラムの今後の取扱いについて
 - 日本学術会議の提言「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」を受けて、文部科学省では「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し中であり、今後はそれに対するパブリックコメントも反映して、ガイドラインを改定する見込

みである。それを踏まえて、本プログラムを作成し、研究者側の体制を作ることになっている。

(2) その他

前回議事要旨を席上に配布し確認した。また、本日の審議を踏まえ分科会各委員より委員長あてにメールによる意見提出を行うこと、次回の開催については後日連絡することについて確認が行われ、閉会した。

閉会